

攻めの農業実践緊急対策事業 実施要綱の制定について

〔 25生産第2968号
平成26年2月6日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年2月6日付け25生産第2968号

第1 趣旨

攻めの農業を実践する取組を後押しし、農業者等の所得の向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、高収益作物への転換等を総合的に支援する。

第2 事業内容

攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

1 効率的機械利用体系構築事業

水田等の農地をフル活用し低コスト生産を実現するため、地域が行う次に掲げる取組を支援する事業とする。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化等に必要な機械・機器のリース導入
- (2) 担い手への農地の集積・集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
- (3) (1)及び(2)を推進するための検討会の開催等

2 高収益品目等導入支援事業

中山間地域等の条件不利地域等において、施設園芸、薬用作物等の収益性の高い品目等を導入するために地域が行う次に掲げる取組を支援する事業とする。

- (1) 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入
- (2) 高収益品目等導入の際に必要な資材の購入、補助暗きよの整備等の簡易な栽培環境の整備
- (3) (1)及び(2)を推進するための検討会の開催、技術習得等

3 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

地域の集出荷・加工処理施設を有効活用し集出荷・加工処理のコストを低減するために行う次に掲げる取組を支援する事業とする。

- (1) 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入
- (2) 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄
- (3) (1)及び(2)を推進するための検討会の開催等

第3 事業実施期間

第2の事業の事業実施期間は、平成27年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

- 1 第2の1の効率的機械利用体系構築事業及び第2の2の高収益品目等導入支援事業にあっては、次に掲げる者。

- (1) 都道府県協議会(直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。)第2の1の(2)に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。)
- (2) 地域協議会(直接支払推進要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。)
- 2 第2の3の集出荷・加工処理体制合理化推進事業にあつては、生産局長が別に定める再編事業者。

第5 基金の造成等

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、第2の事業に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより補助するものとし、都道府県協議会は、これを受け、攻めの農業実践緊急対策基金(以下「基金」という。)を造成するものとする。
- 2 基金の管理等
 - (1) 都道府県協議会は、国から交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。
 - (2) 都道府県協議会は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。
 - (3) 都道府県協議会は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。
 - (4) 基金の管理及び第2の事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長が別に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。
 - (5) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
 - (6) 都道府県協議会は、第2の事業に係る助成金の返納があつた場合は、基金に繰り入れるものとする。
 - (7) 都道府県協議会は、生産局長が定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。
- 3 都道府県協議会は基金について、第2の事業が終了し、なお残余があるときは、国に返還するものとする。

また、地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)は、第2の事業が終了する前であっても、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。)3の(4)アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

第6 業務方法書

都道府県協議会は、基金から第2の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承

認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

第7 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 指導監督

- 1 地方農政局長等は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、基金等に関する基準の3及び4に基づき各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第9 推進体制等

地方公共団体及び農業者団体は、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担い、事業計画の作成並びに計画の実施状況の点検及び見直しへ積極的に参画するとともに、本事業が、本要綱の趣旨に沿って実施されるよう努めるものとする。

第10 他の施策との関連

本事業を実施するに当たり、事業実施主体は生産局長が別に定める関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

攻めの農業実践緊急対策事業 実施要領の制定について

〔 25生産第2970号
平成26年2月6日
農林水産省生産局長通知 〕

この度、攻めの農業実践緊急対策事業について、別紙のとおり攻めの農業実践緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、特段の御配慮をお願いする。

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成26年 2月 6日付け25生産第2970号

第1 趣旨

攻めの農業実践緊急対策事業の実施については、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年 2月 6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業内容

1 取組内容

- (1) 都道府県協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年 4月 1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）第2の1の(2)に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域協議会（直接支払推進要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年 4月 1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）又は再編事業者（2に定める再編事業者をいう。以下同じ。）は、攻めの農業の実現に向け、事業計画（第4の1の(1)から(3)に規定するものをいう。以下同じ。）を策定し、効率的な機械利用体系を構築する取組、合理的な集出荷・加工処理体制を構築する取組及び高収益品目等を導入する取組の全部又は一部について自ら行いうものとする。
- (2) 都道府県協議会又は地域協議会は、地域において取組を推進するため3の助成対象者に取組参加者助成金を交付するものとする。

2 再編事業者

要綱第4の生産局長が別に定める再編事業者は、複数の集出荷・加工処理施設（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年 4月 1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強農実施要綱」という。）の別表1の のメニューの欄の1の(1)のウの(イ)乾燥調製施設、(ウ)穀類乾燥調製貯蔵施設、(エ)農産物処理加工施設及び(オ)集出荷貯蔵施設並びにエの(ア)畜産物処理加工施設及び(エ)自給飼料関連施設並びに同欄の2乳業再編等整備に関連する施設をいう。以下同じ。）の再編合理化を行う次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者（以下「大手民間事業者」という。）を除く。以下同じ。）
- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

- (5) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (6) 再編協議会（集出荷・加工処理施設の再編合理化を目的に設立された協議会であって、次のアからエまでの要件をすべて満たすものをいう。）
 - ア 集出荷・加工処理を行う事業者であって、次に掲げる者のいずれかに該当するものが構成員となっていること。
 - (ア) 複数の事業者が合併し、設立した法人（契約の締結等により合併が確実にあると認められる合併前の事業者を含む。以下「合併後法人」という。）
 - (イ) 複数の事業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立される団体
 - (ウ) 複数の事業者と集出荷・加工処理施設の再編と併せた農畜産物の集出荷・加工処理の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、集出荷・加工処理施設の機能向上・廃棄等を行う事業者
 - イ 再編協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編協議会の運営等に係る規約が定められていること。
 - ウ イの規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - エ 大手民間事業者が構成員となっていないこと。
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているもの。以下同じ。）

3 助成対象者

都道府県協議会及び地域協議会が行う効率的機械利用体系構築事業及び高収益品目等導入支援事業の助成対象者は次のとおりとする。

(1) 効率的機械利用体系構築事業

次に掲げる者であって、第4の2の(1)のアの生産効率化プランに基づく取組を行う者（以下「合理化農業者」という。）とする。

- ア 農業者
- イ 農事組合法人)
- ウ 農事組合法人以外の農業生産法人)
- エ 特定農業団体)
- オ その他農業者の組織する団体)
- カ 農業協同組合

キ 農業サービス事業体

ク 公社

(2) 高収益品目等導入支援事業

次に掲げる者であって、第4の2の(2)のアの高収益プランに基づく取組を行う者(以下「高収益化農業者」という。)とする。

ア 農業者

イ 農事組合法人

ウ 農事組合法人以外の農業生産法人

エ 特定農業団体

オ その他農業者の組織する団体

カ 農業協同組合

キ 農業サービス事業体

ク 公社

4 助成対象経費・助成率

助成対象経費・助成率は別表1のとおりとする。

5 事務費

(1) 第4の1に基づき承認を受けた事業計画に係る都道府県協議会及び地域協議会が事務に要する経費は、助成の対象とする。

(2) 対象となる事務費の範囲については、別表2のとおりとし、助成率は定額とする。

(3) 都道府県協議会の事務費の活用可能額は、6の都道府県実施方針における基金造成計画額の1パーセントに相当する額以内とする。

また、地域協議会の活用可能額は、都道府県協議会が業務方法書において定めるものとする。

6 都道府県実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

都道府県協議会の長(以下「都道府県協議会長」という。)は、別記様式第1号により都道府県実施方針兼基金造成計画書(以下「都道府県実施方針」という。)を作成し、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、承認を受けるものとする。なお、都道府県実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 実施計画額の増減

7 その他

農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)は、特に必要があると認める際は、承認後の事業計画に対し、その内容の修正について、指示できるものとする。

第3 業務方法書の作成及び承認の手続

1 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を別紙2を参考と

して作成し、別記様式第2号により地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 基金造成事業により造成した基金の管理に関する事項
 - (2) 地域協議会及び再編事業者から都道府県協議会への協議会等助成金の申請に関する事項
 - (3) 都道府県協議会から地域協議会及び再編事業者への協議会等助成金の支払に関する事項
 - (4) 地域協議会及び再編事業者から都道府県協議会への実施状況等の報告に関する事項
 - (5) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2に準ずるものとする。

第4 事業の実施

1 事業計画の作成及び承認の手続

(1) 都道府県事業計画

ア 都道府県協議会長は、別紙1に従い、(2)の地域事業計画及び(3)の集出荷・加工処理合理化プラン等を取りまとめ、別記様式第3号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。なお、都道府県事業計画に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、作成の手続に準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費(事務費を含む。)の合計の3割を超える増減

(エ) 都道府県事業計画の取組の明細の変更・追加・削除(取組名称の変更等、取組の内容に実質的な変更のないものを除く。)

(オ) 地域事業計画の重要な変更((2)のアの(ア)~(エ)に係るもの)

(カ) 集出荷・加工処理合理化プランの重要な変更((3)のアの(ア)~(エ)に係るもの)

イ 地方農政局長等は、都道府県事業計画の提出があった場合は、次に掲げる項目を総合的に判断し、承認を行うものとする。

(ア) 事業計画の内容が、本事業の目的に沿っていること。

(イ) 事業計画の内容が、別紙1の基準を満たしていること。

ウ 都道府県協議会長は、自らが要綱第2の1又は2の取組を行う場合にあっては、都道府県事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の助成の対象となり得る者に取組の内容を周知するとともに、一定の申請期間を設けるものとする。

なお、都道府県協議会が自ら行う取組の内容の周知に当たっては、都道府県

協議会長は恣意的に特定の者や地域に限定することなく、情報伝達の公平性の確保に努めなければならない。

(2) 地域事業計画

ア 地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）は、攻めの農業実践緊急対策地域推進事業を実施する場合、別紙1に従い、参考様式第1号を参考として都道府県協議会が定めた様式により地域別に具体的な取組内容をまとめた地域事業計画を作成し、都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。

また、地域協議会の区域全体よりも狭い範囲での取組が効果的である場合、地域条件等から区域全体での取組が困難な場合等には、設定した範囲ごとを取組内容を作成し、地域事業計画に記載するものとする。

地域事業計画に次に掲げる重要な変更を加える場合についても、作成の手續に準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費（事務費を含む）の3割を超える増減

(エ) 取組の明細の変更・追加・削除（取組名称の変更等、取組の内容に実質的な変更のないものを除く。）

イ 都道府県協議会長は、地域事業計画の提出があった場合は、(1)のイに掲げる項目について審査を行うものとする。

ウ 都道府県協議会長は、地方農政局長等から都道府県事業計画の承認を受けた後に、当該都道府県事業計画に含まれている地域事業計画の承認を行うものとする。

エ 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するとともに、一定の申請期間を設けるものとする。

なお、地域事業計画の取組の内容の周知に当たっては、地域協議会長は恣意的に特定の者や地域に限定することなく、情報伝達の公平性確保に努めなければならない。

(3) 集出荷・加工処理合理化プラン

ア 再編事業者は、要綱第2の(3)の集出荷・加工処理体制合理化推進事業を実施する場合、別紙1に従い、参考様式第2号を参考として具体的な取組内容をまとめた集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（以下「集出荷・加工処理合理化プラン」という。）を作成し、都道府県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、集出荷・加工処理プランに次に掲げる重要な変更を加える場合についても、作成の手續に準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費（事務費を含む）の3割を超える増減

(エ) 取組の明細の変更・追加・削除（取組名称の変更等、取組の内容に実質的

な変更のないものを除く。)

イ 都道府県協議会長は、再編事業者より集出荷・加工処理合理化プランの提出があった場合は、(1)のイに掲げる項目について審査を行うものとする。

ウ 都道府県協議会長は、地方農政局長等から都道府県事業計画の承認を受けた後に、当該都道府県事業計画に含まれている集出荷・加工処理合理化プランの承認を行うものとする。

2 取組参加者助成金申請書等

(1) 効率的機械利用体系構築事業

ア 地域協議会長又は都道府県協議会長は、参考様式第3号を参考として効率的機械利用体系構築事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書(以下「生産効率化プラン」という。)の様式を作成するものとする。

イ 合理化農業者は、地域協議会長又は都道府県協議会長がアにより作成した様式により、別紙1に従って生産効率化プランを作成し、原則として、合理化農業者が住所を有し、又は主たる事務所が所在する市町村の区域が属する地域協議会長又は都道府県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 生産効率化プランに業務方法書に定める重要な変更を加えようとするときは、作成に準じて手続を行うものとする。

(2) 高収益品目等導入支援事業

ア 地域協議会長又は都道府県協議会長は、参考様式第4号を参考として高収益品目等導入支援事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書(以下「高収益プラン」という。)の様式を作成するものとする。

イ 高収益化農業者は、地域協議会長又は都道府県協議会長がアにより作成した様式により、別紙1に従って高収益プランを作成し、原則として、高収益化農業者が住所を有し、又は主たる事務所が所在する市町村の区域が属する地域協議会長又は都道府県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 高収益プランに業務方法書に定める重要な変更を加えようとするときは、作成に準じて手続を行うものとする。

3 協議会等助成金の交付の手続等

(1) 地域協議会又は再編事業者は、都道府県協議会長から承認を受けた事業計画の取組を実施した場合は、第3の1の業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会長に対し協議会等助成金の請求を行うものとする。

(2) 都道府県協議会長は、事業計画に基づく取組が実施された場合には、協議会等助成金を交付できるものとする。なお、地域協議会が自ら行う取組に係る事業費(事務費を含む。)に限っては、都道府県協議会が事業の執行上やむを得ないと認める場合は概算払いにより交付できるものとする。

(3) 都道府県協議会長、地域協議会長及び再編事業者又はそのいずれかの地位を継承した者は、助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業終了又は中止、廃止の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

4 助成金の返納

- (1) 攻めの農業実践緊急対策事業による協議会等助成金の交付を受けた者又はその共同申請者が、助成金を受けた後に攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年2月6日25生産第2969号農林水産事務次官依命通知）要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金を交付した都道府県協議会又は地域協議会に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- (2) (1)の返納があった地域協議会は、当該返納の額に相当する額を速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。

5 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、要綱第2の事業に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

第5 実施状況報告等

要綱第7に定める事業実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

1 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業の実施状況について、地域協議会長及び再編事業者からの報告を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の7月16日までに別記様式第4号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

2 事業の評価

都道府県協議会長は、事業実施年度から都道府県事業計画に定める目標年度までの間、毎年度、当該年度の地域における事業効果の発現状況等評価について、当該年度の翌年度の7月16日までに別記様式第4号により事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に報告を行うものとする。

3 事業の実施状況に対する指導・助言

地方農政局長等は、2により報告を受けた事業効果の発現状況等について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会長に対し、攻めの農業実践緊急対策事業の取組の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

4 基金管理状況報告書の提出

都道府県協議会長は、毎年度、四半期ごとに、要綱第5の1により造成した基金の収支について、別記様式第5号により基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日時点のものをそれぞれその日から30日を経過した日までに地方農政局長等に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 その他

地方農政局長等は、1にかかわらず、必要に応じて都道府県協議会長、地域協議会長及び再編事業者に対し、事業実施状況等についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた事業実施状況等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出要求や現地調査を実施できるものとする。こ

の際、都道府県協議会長、地域協議会長及び再編事業者は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

第6 他の施策との関連

要綱第10のその他の関連する施策との連携は、次に掲げる施策との連携とする。

人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

別表1 攻めの農業実践緊急対策事業の助成対象となる経費の範囲・助成率

事業区分	内 容	助成率
効率的機械利用 体系構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手（ 1 ）への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化に必要な機械・機器のリース導入に要する経費（ 2 ） ○ 担い手（ 1 ）への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修に要する経費（ 2 ） ○ 事業を推進するための検討会の開催等に要する経費（委員等謝金・印刷費等） ○ 助成対象者への助成金交付に要する経費（振込手数料等） 	<p>本体価格（税抜き）の1/2以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄 一台当たり2万円以内 ・ 補改修 1/2以内 <p>定額</p> <p>定額</p>
高収益品目等導入 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入に要する経費（ 2 ） ○ 高収益品目等導入の際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、フィルム、永年作物等の苗木等）の購入、補助暗きよの整備等の簡易な栽培環境の整備（弾丸暗きよ、明きよの施工等）に要する経費 ○ 事業を推進するための検討会の開催、技術習得等に要する経費（委員等謝金、印刷費等） ○ 助成対象者への助成金交付に要する経費（振込手数料等） 	<p>本体価格（税抜き）の1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
集出荷・加工処理 体制合理化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入に要する経費（ 2 ） ○ 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄に要する経費（ 2 ） ○ 事業を推進するための検討会の開催等に要する経費（委員等謝金、印刷費等） 	<p>本体価格（税抜き）の1/2以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース 1/2以内 ・ 廃棄 1/3以内 <p>定額</p>

1 生産効率化後に基幹的農作業に従事する者をいう。

2 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。

別表2 攻めの農業実践緊急対策事業の対象となる事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○ 外部専門家に対する旅費
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）()
共済費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門家に対する謝金
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○ 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○ 振込手数料
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4の5の事務の委託等 <p>ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知()が適用される。</p>
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入印紙代 等

「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によること。

別紙 1

都道府県事業計画作成等に係るガイドライン

1 事業計画作成に当たっての都道府県協議会、地域協議会及び再編事業者の役割

- (1) 攻めの農業を実践し、産地を転換していくためには、機械利用体系の効率化、集出荷・加工処理の効率向上及び高収益品目等の導入といった所得向上につながる取組を戦略的に実施することが必要である。
- (2) このような観点から、都道府県協議会は、都道府県実施方針に基づき産地転換の方向性を定める必要がある。この際、計画的な事業実施を図る観点から造成した基金の活用時期と規模について、地方農政局長等と調整した上で実施方針に示すこととする。

また、地域協議会に資金枠を配分して地域ごと取組内容を設定する場合には、定めた産地転換の方向性を地域協議会へ示し、これに沿った事業計画となるよう指導・助言を行うものとする。

また、集出荷・加工処理合理化プランの提出を受け、承認を行う際は、同プランに記載された取組を実施した結果生じる余剰労働力の有効活用に関し地域事業計画の作成に当たって留意するよう地域協議会に働きかけるものとする。

- (3) 地域協議会は、地域事業計画の作成に当たって、都道府県協議会が示した方向性を踏まえ、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意する必要がある。
- (4) 再編事業者は、再編事業計画の作成に当たっては、集出荷・加工処理コストの低減を通じ、安定的な集出荷・加工処理事業の実施を図ることはもちろん、地域の農業者の所得向上につながるものとなるよう留意する必要がある。

2 高収益品目等導入事業に係る制限

高収益品目等導入支援事業の対象となる事業のみを行う者に対する助成額は、都道府県事業計画において、取組に係る助成額と都道府県協議会事務費の合計の5分の1以内としなければならない。

3 助成対象となる取組の範囲

要綱第2の取組について助成の対象とすることができるものとする。

4 助成対象としない取組

- (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
- (2) 施設の新設や基盤整備(例：共同乾燥調製施設等農業用施設の新設に対する助成、ほ場整備に対する助成)
- (3) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)
- (4) 中古機械のリースに対する助成
- (5) 対象機械・機器・設備以外の資産形成(直接的なものに限る。)(例：農地等不動

産の取得に対する助成)

(6) 他の国の補助金(直接・間接問わず)で受け取った(又は受ける予定の)補助対象費用

5 取組内容の設定に当たっての留意点

都道府県協議会及び地域協議会は、具体的な取組内容の設定に当たって、以下の点に即したものとなるようにすること。

(1) 取組名称

その取組の内容がわかりやすいように取組の名称を工夫すること。

(2) 対象作物

取組の対象とする作物名を全て記載すること。

(3) 対象者

実施要領第2の3で定める助成対象者の中から、取組の効果が期待できるものを客観的、かつ公正に選定すること(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の者のみを対象としないこと)。

(4) 助成上限額

機械・機器のリースに対する助成に当たっては、対象とする機械・機器で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考にして助成額の上限を定めるなど公平性の確保に努めること。

また、簡易なほ場条件の改善に向けた取組に対して助成する場合は、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

(5) 助成率

実施要領第2の4で定める助成率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して設定すること。

(6) 取組内容

ア 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。

イ 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとすること。

ウ 緊急対策であることを意識し、地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。

エ 取組による効果が事業実施後も持続するようなもの、かつ、対外的にその効果が確認できるようなものに重点化を図ること。

オ 簡易なほ場条件の改善に向けた取組に係る作業労賃に対する助成を行う際には、作業実施面積に応じた支払方法とするなど、実績を客観的に確認できるようなものとすること。

カ 資材に対する助成に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこと(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としない等)。

キ 協議会が自ら行う取組については、社会通念上、適切なものとすること。

(7) 取組要件

地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的な支援が行われるよう、必要な要件を定める。

(8) 取組要件の確認方法

書類検査の方法、現場検査（機械・機器・設備のリースに対する助成の場合）の方法及び確認書類を明記すること。なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

(9) 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

ア 計画していた額以上の申請があった場合には、採択件数を限定する、申請数に応じて助成率を減少させるなど、計画額を超えないようあらかじめ優先順位等の設定を行うこと。その際、担当者の恣意的な判断が入らないようなものとするよう特に配慮すること。

イ 都道府県協議会及び地域協議会は、機械・機器・設備のリースに対する助成について、持続的な生産活動が期待できる共同利用組織を優先的に助成するように配慮すること。

ウ 導入する機械・設備の選定に当たって、過剰投資とならないよう指導に努めること。

(10) その他の留意事項

ア 機械・機器・設備のリースに対する助成については、助成対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合、リースに対する助成金は、助成対象者が選定した機械・機器・設備の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ 機械・機器・設備のリースに対する助成については、取組の実施に係る書類が多くなるため、事務手続の段階ごとに必要となる書類を明記すること。

ウ 機械等の再利用等に対する助成については、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（以下「基幹的農業者」という。）がプランに参加する農業者等から譲渡された機械等を対象とすることとし、基幹的農業者が申請すること。

6 生産効率化プランの作成に当たっての留意事項

合理化農業者は、生産効率化プランの作成に当たって、以下の点に即したものとなるようにすること。

(1) 基幹的農業者への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。

(2) 原則として5戸以上の農業者により作成されること。

(3) 基幹的農業者を明確化すること。

(4) 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。

(5) プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。

7 集出荷・加工処理合理化プランの作成に当たっての留意事項

(1) 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。

(2) 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。

8 高収益プランの作成に当たっての留意事項

(1) 原則として、生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる

余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。

- (2) 条件不利地域(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となるよう留意すること。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項に規定する沖縄
- キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ケ 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

- (3) 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。

9 取組の実施に当たっての留意点

(1) 機械・機器・設備のリースに対する助成

ア 助成対象となる機械・機器・設備のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。)にかかわらず対象にできるものとする。ただし、過剰な投資とならないよう、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づく地域における導入指針等に即した助成要件を設定するよう留意すること。

イ リース期間は、4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内とする。

ウ リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times \text{助成率(1/2以内)}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未滿とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリー

ス料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{助成率（1 / 2 以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{助成率（1 / 2 以内）}$$

エ リース導入する機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

オ 機械等のリースによる導入に対する助成を行う都道府県協議会又は地域協議会は、本事業が適切に行われるよう、取組計画書兼助成金申請書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮すること。

(2) 審査の実施

取組を事業計画に定める都道府県協議会又は地域協議会は、それぞれ地域協議会又は取組参加者に係る審査に当たっては、各協議会の構成団体である都道府県又は市町村に属する補助事業に精通した者が主となり実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
都道府県農業再生協議会
会長 印

攻めの農業実践緊急対策事業都道府県実施方針兼基金造成計画書の承認（変更承認）について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2970 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 6 の規定に基づき、都道府県農業再生協議会攻めの農業実践緊急対策事業都道府県実施方針兼基金造成計画書を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県実施方針兼基金造成計画書
（別添様式（別記様式第 1 号関係））

(別添様式)(別記様式第1号関係)

攻めの農業実践緊急対策事業 ○○都道府県実施方針
兼基金造成計画書

第1 攻めの農業実践に向けた取組方針

--

第2 実施計画(基金造成額等)

取組内容	実施計画時	26年末までの 活用見込み額(千 円)	備考
1 基金造成計画額			
2 助成 金交付 及び都 道府県 協議会 自ら行 う取組 に要す る経費	(1) 効率的機械利用 体系の構築に 向けた取組		
	(2) 高収益品目等の 導入を図る取組		
	うち、本取組 のみの実施額		
	(3) 集出荷・加工 処理体制の合理化 に向けた取組		
	(4) 事務費		
3 都道府県協議会として執行 する事務費			
取組経費計(2+3)			

注1: 「3 都道府県協議会として執行する事務費」については、「1 基金造成計画額」の1%以内の金額としてください。

注2: 「取組経費計(2+3)」の額は、「1 基金造成計画額」の金額を超えないようにしてください。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
都道府県農業再生協議会
会長 印

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書の承認（変更承認）について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第3の1（又は3）の規定に基づき、業務方法書を作成（変更）したので、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書
（変更の場合）・業務方法書を変更する理由
・変更箇所（業務方法書の新旧対照表）

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県農業再生協議会
会長

印

攻めの農業実践緊急対策事業都道府県事業計画の承認（変更承認）について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第4の1の（1）のアの規定に基づき、都道府県農業再生協議会攻めの農業実践緊急対策事業都道府県事業計画を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 攻めの農業実践緊急対策事業都道府県事業計画書（別記様式第3号別添）
（変更の場合）・事業計画を変更する理由
・変更箇所（事業計画の新旧対照表等、変更箇所を簡潔に記載した書類）

攻めの農業実践緊急対策事業

都道府県事業計画書

事業実施主体名: ○○都道府県農業再生協議会

事業実施年度:

(別添様式) (別記様式第3号関係)

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

都道府県農業再生協議会

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

目標年度：平成 年度 (事業実施年度の翌年度)

第1 地域の農業生産に係る現状と課題

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

第6 平成〇〇年度事業計画総括表

基金造成額

過年度実施額

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)				都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組のみの実施額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組		
都道府県協議会 (①)						
地域協議会合計 (②)						
〇〇協議会						
〇〇協議会						
〇〇協議会						
再編事業者合計 (③)						
〇〇組合						
合計 (①+②+③)						

注： 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

注1： 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。

注2： 地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。

注3： 再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理合理化プランの写しも添付してください。

取組の明細（総括表）

都道府県農業再生協議会

第 1 取組の総括表

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
		別添個表のとおり			
合計					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

--

注: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名		整理番号		分類	
取組名称					
当該取組に係る助成金額	円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※)				
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
取組要件					
要件の確認方法					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金欄」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

注: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。

取組の明細（個票）

再編事業者名		整理番号		分類	
取組名称					
当該取組に係る 助成金額	円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※)				
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県農業再生協議会
会長

印

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書兼事業評価報告書

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第5の1及び2の規定に基づき、攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書兼事業評価報告書を作成したので、別添のとおり報告する。

添付書類 攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書兼事業評価報告書
（別記様式第4号別添）

攻めの農業実践緊急対策事業

都道府県事業実施状況報告書兼事業評価報告書

事業実施主体名: ○○都道府県農業再生協議会

事業実施年度:

(別添様式) (別記様式第4号関係)

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業状況報告書及び事業評価報告書

都道府県農業再生協議会

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

目標年度：平成 年度 (事業実施年度の翌年度)

事業実施：○年目 (事業終了年度の翌年度以降は「-」を記載)

第1 地域の農業生産に係る現状と課題について事業実施後の状況

注：事業実施後に地域の現状や課題において改善点や変化などがあれば記載してください。

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組内容

注：報告年度において実施した基本的な取組内容を記載してください。

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組内容及び事業効果

注：報告年度において実施した本取組の内容及び事業効果について記載してください。

第4 高収益品目等の導入に向けた取組内容及び事業効果

注：報告年度において実施した本取組の内容及び事業効果について記載してください。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組内容及び事業効果

注：報告年度において実施した本取組の内容及び事業効果について記載してください。

第6 平成〇〇年度事業計画総括表

基金造成額

過年度実施額

〇年度実施額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)				都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組のみの実施額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組		
都道府県協議会 (①)						
地域協議会合計 (②)						
〇〇協議会						
〇〇協議会						
〇〇協議会						
再編事業者合計 (③)						
〇〇組合						
合計 (①+②+③)						

第7 取組の明細

別紙のとおり

注1: 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。

注2: 地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。

注3: 上記別紙1及び別紙2については、計画承認時から変更がないものは添付の省略が可能です。

取組の明細（総括表）

都道府県農業再生協議会

第 1 取組の総括表

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
		別添個表のとおり			
合計					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 事業計画承認時と変更があるものについては、見え消し等修正がわかるよう記載して下さい。

注3: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注4: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

--

注1: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

注2: 計画承認時から変更がない場合は、記入を省略して差し支えない。

取組の明細（個票）

協議会名		整理番号		分類	
取組名称					
当該取組に係る助成金額	円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※)				
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
取組要件					
要件の確認方法					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

注1: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。

注2: 計画承認時から変更がない場合は、記入を省略して差し支えない。

取組の明細（個票）

再編事業者名		整理番号		分類	
取組名称					
当該取組に係る助成金額	円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※)				
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県農業再生協議会
会長 印

攻めの農業実践緊急対策基金の基金管理状況報告書の提出について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第5の4の規定に基づき、攻めの農業実践緊急対策基金の基金管理状況報告書を作成したので、下記のとおり報告する。

記

平成 年度攻めの農業実践緊急対策基金の基金管理状況報告書

1 基金収支管理概要

収 入			支 出		
1	国庫補助金受入（当該年基金造成額）	円	1	助成金交付額	1 円
	（うち、基金造成のための国からの交付決定額）	円	2	都道府県協議会事務費	2 円
			3	国等への返納	円
2	運用益	円	4	合計	円
3	その他	円	{ 翌半期以降における執行見込額 } { 事業完了後の国庫返納見込額 }		
4	合計	円			
基金残高	平成 年3月末	円	平成 年6月末	円	
	平成 年9月末	円	平成 年12月末	円	
	平成 年3月末	円			

- 1：助成金交付額には、基金から支出された協議会等助成金の金額を記載する。なお、当該金額には、「3 国等への返納」に記入した金額を含まないものとする。
- 2：都道府県協議会事務費には、1の助成金交付額に含まれない事務費がある場合に記載する。

2 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事業実施主体ごとの収支明細

(単位：円)

事業実施主体名	収 入	支 出		備 考
			うち返納額	
合計				

：実施主体名の欄には、各事業実施主体（都道府県協議会、地域協議会、再編事業者）の名称を記す。

- 添付書類
- ・ 都道府県協議会の基金の出入りが明確となるもの(出納管理簿写しなど科目、支出目的、金額、支出相手先等の内訳があるもの)
 - ・ 都道府県協議会の事務費の支出がある場合には、その内容がわかるもの(内部監査報告書等)
 - ・ 運用益が生じた場合は、その運用方法がわかるもの

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名:

事業実施主体名:〇〇地域協議会

事業実施年度:

取組の明細（総括表）

地域協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
		個票のとおり				
合計						

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細（個票）

協議会名		整理番号※1		分類※2	
取組名称					
当該取組に係る助成金額	円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※3)				
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
取組要件					
要件の確認方法					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

--

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

参考様式2号(攻めの農業実践緊急対策事業のうち集出荷・加工処理体制合理化推進事業の集出荷・加工処理合理化プラン)
及び別紙様式第8号別添

攻めの農業実践緊急対策事業

集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン)
(集出荷・加工処理合理化プラン実施状況報告書)

都道府県市町村名:

事業実施主体名:

事業実施年度:

第1 基本情報

事業実施期間	
事業実施主体名	
所在地(主たる事務所等)	
事業対象地区	
事業対象品目	
事業対象施設の区分	
再編合理化対象施設名	

注1: 「事業対象施設の区分」欄には、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領(平成26年2月〇日付け25生産第2970号)第2の2に掲げる施設名(乾燥調製施設、畜産処理加工施設等)を記載してください。

注2: 「再編合理化対象施設名」欄には、本計画で再編合理化を行う施設名称を記載し、事業実施後に機能を集約させる施設については、施設名称の後に括弧書きで「(機能集約施設)」と記載してください。

第2 現状及び背景

1 事業対象地区における対象作物等の状況

	事業実施前年度実績 (〇年度)	事業実施年度実績 (〇年度)	目標年度		備考
			(〇年度目標)	(〇年度実績)	
対象品目農家戸数					
対象品目栽培面積(単位)					
対象品目生産量(単位)					
対象品目販売額(単位)					
集出荷加工等施設数					
平均施設運営コスト又は利用料金(単位)					

注: 「集出荷加工等施設数」欄には、本計画で再編合理化を行う施設区分と同様の機能を有する事業対象地区内の施設数について記載してください。

2 事業対象施設の利用状況等

		事業実施前年度実績 (○年度)	事業実施年度実績 (○年度)	目標年度		備考
				(○年度目標)	(○年度実績)	
機能集約施設	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
	利用率(%)					
	運営コスト又は利用料金(単位)					
	年間稼働日数					
	年間施設収支率(%)					
施設名称	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
	利用率(%)					
	運営コスト又は利用料金(単位)					
	年間稼働日数					
	年間施設収支率(%)					
施設名称	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
	利用率(%)					
	運営コスト又は利用料金(単位)					
	年間稼働日数					
	年間施設収支率(%)					

注: 「年間施設収支率(%)」については、施設に係る収入(販売額、利用料金等)を施設収支率は年間の施設の稼働に係る支出(光熱費、人件費等)で除した率(%)としてください。

3 事業対象施設の取得年、所有者、国の補助事業の活用の有無

施設名称	取得年	所有者	活用した国の補助事業名	総事業費(うち国費)	残存耐用年数

注： 国の補助事業を活用していない施設については、施設名称、取得年、所有者の欄のみを記載してください。

第3 事業対象施設等の現状及び再編利用後の状況

1 本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

注： 現在の施設利用についての課題、実施地区で求められている施設利用のあり方、本事業を活用してどのような施設利用の合理化を図るのか、等について記載してください。

2 本計画の実施により期待される効果

注： 本計画の実施により施設利用等においてどのような具体的な効果(農家の利用料金が〇%低下、取扱品の規格統一による価格向上や上位等級の出荷量が〇%増加、施設での取扱いロットの拡大による契約販売等の増加)が期待できるのか、等について記載してください。

3 本計画の実施後の機能集約施設の集出荷・加工コストの変化(kg、トンなど単位当たりコスト)

施設名	事業実施前集出荷・加工コスト(単位)	事業実施後集出荷・加工コスト(単位)	実施後の削減率	備考

注： 事業実施後の削減率は1割以上の削減となるようにしてください。

第4 取組内容及び経費の内訳

1 取組内容、事業費等

分類	取組内容	事業実施時期	事業量(単価・単位・回数・面積等)	事業費			うち助成金	備考

注1: 「分類」欄には以下の分類のいずれかに該当する番号を記載してください。

- ①再編合理化に伴う機器・設備のリースによる導入
- ②再編合理化に伴う設備の廃棄
- ③検討会の開催等の推進活動

注2: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

2 事業実施の推進体制

--

注: 再編協議会が事業実施主体となる場合は協議会構成員及び各構成員の役割分担等についても記載してください。

3 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目等)

--

注1: 参考資料として当該地域の地図を添付してください。

注2: 再編協議会が事業実施主体である場合は、要件確認ができる書類(協議会規約、事務・会計規程の写し等)を添付してください。

注3: 業務方法書第18条に定める事業実施状況報告の添付資料とする場合は、計画を事業実施後の状況に修正して添付してください。

なお、修正については、見消しや二段書きにして修正箇所がわかるようにしてください。

攻めの農業実践緊急対策事業

**効率的機械利用体系構築事業
取組計画書兼取組参加者助成金申請書
(生産効率化プラン)**

都道府縣市町村名：

助成申請者名：

事業実施年度：

参考様式第3号

効率的機械利用体系構築事業 取組計画所兼取組参加者助成金申請書（生産効率化プラン）

第1 生産効率化プランの具体的な内容

1 取組に参加する者

(1) 基幹的農作業に従事する農業者等（コントラクター、機械利用組合を含む）

番号	氏名又は名称				印
	代表者名		電話番号		
	住所	〒 —			
各種計画等における役割	<input type="checkbox"/>	認定農業者			
	<input type="checkbox"/>	人・農地プランに位置付けられた中心経営体			
	<input type="checkbox"/>	地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者			
	<input type="checkbox"/>	その他（			
	<input type="checkbox"/>	その他（			

(2) 本プランに参加する農業者等

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

2 生産効率化の概要

(1) 合理化のタイプ

<input type="checkbox"/>	農地利用集積型	農地集積後に効率的な農業機械を導入し、効率化を図ります。
<input type="checkbox"/>	オペレーター型	農作業の一部をオペレーターに集約することで効率化を図ります。
<input type="checkbox"/>	機械共同利用型	効率的な農業機械を共同で導入し、効率化を図ります。

(2) 生産効率化に向けた取組の方針

--

注：対象品目について、機械作業等の集約、土地利用や農作業の集約などどのような方針で効率化を図るか記載してください。

3 生産効率化に関する目標

対象作物	合理化目標	具体的削減項目

注：合理化目標は以下の考え方を基本に設定してください。

生産コスト削減率(%)

$$= ((\text{①地域の平均生産コスト(生産費調査等公的な統計データ)} - \text{②目標とする生産コスト}) / \text{②}) \times 100$$

$$= ((\text{①現在の生産コスト(取組に参加する全農家の生産コストの加重平均)} - \text{②目標とする生産コスト}) / \text{②}) \times 100$$

4 生産効率化に向けた具体的取組

(1) 作付体系の転換（基幹的農作業に従事する農業者等への作業面積の集約計画）

	番号	現状		取組後	
		作物名	面積	作物名	面積
基幹的農作業に従事する農業者等			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
本プランに参加する農業者等			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha

注：面積の欄はオペレーター型はオペレーターに作業集積する面積を記入してください。機械共同利用型は機械利用組合等に作業集積する面積を記入してください。

(2) 現在利用している農業機械の利用再編方針

	番号	農業機械名(型式)	主な用途	適用
基幹的農作業に従事する農業者等				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
本プランに参加する農業者等				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄

注：生産効率化に伴い、既存の農業機械の利用をどう変更するのか記載してください。

(3) 新たに導入を希望する農業機械の概要

農業機械の種類	希望する性能	主な用途(必要となる理由)

注：生産効率化に伴い、新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

第2 生産効率化プランの取組の総括表

申請書 番号	分類	整理番号	事業費(円)	うち助成金申請 額(円)	備考

注1: 申請書番号の欄には取組参加者助成金申請書に記載した申請書番号を記載してください。

注2: 別添1取組参加者助成金申請書ごとに行を分けて記載してください。

注3: 「分類」の欄には以下の分類のいずれかに該当する番号を記入してください。

1:リース方式による機械等の導入の取組

2:リース方式による機械等の導入以外の取組

注4: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

取組参加者助成金申請書

年 月 日
申請書番号※

〇〇 都道府県農業再生協議会（地域協議会）

会長 〇〇 殿

【農業者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー
住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農
林水産省生産局長通知）第4の2の（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が〇〇協議会に返納します。
- 3 私は、本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金申請額

円

※ 参考様式第3号別添2個票の助成金申請額（リース）を記入してください。

5 取組の総括

(単位：円)

整理番号	取組内容	事業費	うち助成金 申請額
	別添個表のとおり		

- 6 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 (以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

注： 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

参考様式第3号 別添1

効率的機械利用体系構築事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（生産効率化プラン）
（リース方式による機械等の導入以外の取組用）

年 月 日
申請書番号※

取組参加者助成金申請書

〇〇 都道府県農業再生協議会（地域協議会）

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※ 代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農
林水産省生産局長通知）第4の2の（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 私は、都道府県事業計画（地域事業計画）に基づいて、以下の取組を行います。
- 私は、この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた助成金を〇〇協議会に返納します。
- 助成金申請額

円

※ 参考様式第3号別添2個票の助成金申請額（リース以外）を記入してください。

4 取組の総括

（単位：円）

整理番号	取組内容	事業費	うち助成金 申請額	備考
	別添個票のとおり			
	計			

- 5 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
(以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業緊急実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

注1: 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

注2: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

整理番号〇 〇〇〇 取組計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	<small> 現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など) </small>				
リース期間	開始日～終了日 (※1)		~		(年)
	リース借受日から〇年間 (※2)	(年)			
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]					(円)
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					

- 注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
 注2: リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。
 A:[1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内
 B:([1]-[2])×1/2以内
 注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
 注4: 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出してください。

整理番号〇 〇〇〇

取組計画書

リース方式による機械等の導入以外の取組

取組内容			事業費 (円)	うち助成金 申請額(円)	備考※
具体的内容（廃棄する機械の名称、資材の名称、取組を行う地番等 具体的内容を記載）	面積又は員 数	単価			
合計					

注：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

**高収益品目等導入支援事業
取組計画書兼取組参加者助成金申請書
(高収益プラン)**

都道府縣市町村名：

助成申請者名：

事業実施年度：

生産効率化プランへの参加の有無

有 ・ 無

参考様式第4号

高収益品目等導入支援事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）

第1 高収益プランの具体的な内容

1 取組に参加する者

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 -		

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 -		

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 -		

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 -		

2 高収益品目等導入の概要

--

3 高収益品目等導入に関する目標

導入作物等	目標	具体的取組項目
	地域の農地の出し手農業者数〇人のうち、〇人の就農先を確保	

4 高収益品目等の導入に向けた具体的取組

(1) 導入品目の概要

	番号	現状		取組後	
		農業者名	面積	農業者名	面積
品目名			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
品目名			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha

注: 「面積」欄には、農業者別の作付面積を記入してください。

(2) 高収益品目等導入に必要な農業機械等の概要

農業機械の種類	希望する性能	主な用途(必要となる理由)

注: 高収益化に伴い、新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

(3) 高収益品目等導入に向けた課題と解決方向

品目名	課題	解決方法

第2 高収益プランの取組の総括表

申請書 番号	分類	整理番号	事業費(円)	うち助成金申請 額(円)	備考

注1: 「申請書番号」欄には取組参加者助成金申請書に記載した申請書番号を記載してください。

注2: 別添1取組参加者助成金申請書ごとに行を分けて記載してください。

注3: 「分類」欄には、以下の分類のいずれかに該当する番号を記入してください。

1:リース方式による機械等の導入の取組

2:リース方式による機械等の導入以外の取組

注4: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

参考様式第4号 別添1

高収益品目等導入支援事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）

（リース方式による機械等の導入の取組用）

取組参加者助成金申請書

年 月 日
申請書番号※

〇〇 都道府県農業再生協議会（地域協議会）

会長 〇〇 殿

【農業者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー
住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農
林水産省生産局長通知）第4の2の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 都道府県事業計画（地域事業計画）に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が〇〇協議会に返納します。
- 3 私は、本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金申請額

円

※ 参考様式第4号別添2個票の助成金申請額（リース）を記入してください。

5 取組内容

(単位：円)

整理番号	取組内容	事業費	うち助成金 申請額
	別添個票のとおり		

- 6 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 (以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

注： 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

参考様式第4号 別添1
高収益品目等導入事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）
（リース方式による機械等の導入以外の取組用）

年 月 日
申請書番号※

取組参加者助成金申請書

〇〇 都道府県農業再生協議会（地域協議会）

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※ 代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の2の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 私は、都道府県事業計画（地域事業計画）に基づいて、以下の取組を行います。
- 私は、この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた助成金を〇〇協議会に返納します。
- 助成金申請額

円

※ 参考様式第4号別添2個票の助成金申請額（リース以外）を記入してください。

4 取組内容

（単位：円）

整理番号	取組内容	事業費	うち助成金 申請額	備考
	別添個票のとおり			
	計			

- 5 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
(以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業緊急実践対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

注1: 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

注2: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

整理番号〇 〇〇〇 取組計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	<small> 現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など) </small>				
リース期間	開始日～終了日(※1)		~		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜き) [1]					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税) [4]					(円)
機械利用者負担リース料(税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					

- 注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
 注2: リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。
 A:[1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内
 B:([1]-[2])×1/2以内
 注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
 注4: 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出してください。

整理番号〇 〇〇〇 取組計画書

リース方式による機械等の導入以外の取組

取組内容			事業費 (円)	うち助成金 申請額(円)	備考※
具体的内容(資材の名称、取組を行う地番等具体的内容を記載)	面積又は員数	単価			
合計					

注: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業 業務方法書

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）が攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年 2 月 6 日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年 2 月 6 日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年 2 月 6 日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第 2 条 都道府県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって 農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第 2 に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手順に従って、地域農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22経営第7135号農林水産大臣依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）第 2 の 2 の（ 2 ）に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年 4 月 1 日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会）をいう。以下「地域協議会」という。）生産局長が別に定める再編事業者に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

(備考)

「 農政局長」を、北海道にあっては「北海道農政事務所長」に、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。以下同じ。

第 2 章 攻めの農業実践緊急対策事業の実施

(都道府県実施方針兼基金造成計画書)

第 3 条 都道府県協議会長は、実施要領第 2 の 6 に定めるところにより都道府県実施方針兼基金造成計画書を作成し、 農政局長の承認を受けるものとする。

(都道府県事業計画)

第 4 条 都道府県協議会長は、実施要領第 4 の 1 の（ 1 ）のアに定めるところにより都道府県事業計画を作成し、 農政局長の承認を受けた後、自らが実施要綱第 2 の 1

及び3の取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に取組の内容を周知するものとする。

(地域事業計画)

第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第4の1の(2)のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。

2 都道府県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。

3 都道府県協議会長は、都道府県事業計画について 農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-1により都道府県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。

4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

(集出荷・加工処理合理化プラン)

第6条 再編事業者は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の1の(3)のアに定めるところにより集出荷・加工処理合理化プランを作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。

2 都道府県協議会長は、提出された集出荷・加工処理合理化プランの内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。

3 都道府県協議会長は、都道府県事業計画について 農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-2により都道府県事業計画に含まれた集出荷・加工処理合理化プランを承認するものとする。

(取組計画書兼取組参加者助成金申請書等)

第7条 地域協議会長又は都道府県協議会長は、実施要領第4の2の(1)及び(2)により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。

2 実施要領第2の3で定める助成対象者(以下「取組参加者」という。)は、地域事業計画又は都道府県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の2の(1)及び(2)に定めるところにより取組計画書兼助取組参加者成金申請書を作成し、当該取組を定めた地域協議会又は都道府県協議会に提出するものとする。

3 取組参加者は、前項の取組計画書兼助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をい

う。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 4 地域協議会長又は都道府県協議会長は、第2項の取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出を受けるに当たって、取組参加者助成金申請書の提出者に対して、当該助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。

地域協議会長又は都道府県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。

当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。

上記、及び実施要綱、実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。

個人情報取扱いに関する事項

- 5 地域協議会長又は都道府県協議会長は、取組参加者から取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は都道府県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1により通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式2号-2によりその結果を通知するものとする。

なお、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の検査・審査に当たっては、地域協議会にあっては市町村、都道府県協議会にあっては都道府県に属する補助事業に精通した者や取組計画の内容に関する専門的知識を有する者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。

- 6 地域協議会長又は都道府県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は都道府県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位の決定や助成率の調整等を行い、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1によりその結果を通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式第2号-2によりその結果を通知するものとする。

- 7 地域協議会長又は都道府県協議会長は、地域協議会又は都道府県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

(生産効率化プラン等の変更)

第8条 実施要領第4の2の(1)のウ及び(2)のウの生産効率化プラン及び高収益プランの重要な変更は、以下に掲げる変更とする。

取組の中止又は廃止

取組参加者の変更

事業費の3割を超える増減

取組の明細の変更・追加・削除

(攻めの農業実践緊急対策事業に係る事業の執行)

第9条 都道府県協議会及び地域協議会は、都道府県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を行うこととしている場合には、地方農政局又は都道府県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

(概算払の請求)

第10条 地域協議会は、自ら行う取組に限り、都道府県協議会に別紙様式第3号により概算払請求を行うことができるものとする。

(取組報告書兼取組参加者助成金請求書)

第11条 第7条第5項又は第6項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者(以下「共同申請者」という。)は、地域協議会長又は都道府県協議会長が定める提出期限までに、第7条第5項又は第6項により通知された額の範囲内で、取組の実施に必要なとなった経費の請求について、別紙様式第4号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

(備考)

取組報告書兼助成金請求書に係る提出期限については、地域協議会又は都道府県事業計画における取組内容を勘案し、適宜定めるものとする。その際、複数回に分けても構わない。ただし、最後の期日については、実施状況報告書の作成に必要な期間を勘案して設定する。

- 2 第7条第3項のただし書により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金申請額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第3項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(取組報告書兼取組参加者助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額)について別紙様式第9号により速やかに地域協議会長又は都道府県協議会長に報告するとともに、地域協議会長又は都道府県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(地域事業計画及び集出荷・加工処理合理化プランに係る協議会等助成金の請求)

第12条 地域協議会長は、第11条第1項に基づき取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要なとなった経費

と合わせて請求額を取りまとめ、また、都道府県協議会の委託により都道府県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、別紙様式第5号 - 1により都道府県協議会長に請求を行うものとする。

- 2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。
- 3 実施要領第2の2に定める再編事業者は、第6条第3項により承認を受けた集出荷・加工処理合理化プランに定める取組を実施した場合は、別紙様式第5号 - 2により都道府県協議会長に協議会等助成金の請求を行うものとする。
- 4 再編事業者が都道府県協議会長に協議会等助成金の請求を行うに当たり当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して請求しなければならない。

ただし、請求時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

- 5 前項により協議会等助成金の請求を行った再編事業者が、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（協議会等助成金の請求に当たり前項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第9号により都道府県協議会長に報告するとともに、都道府県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の支払）

第13条 都道府県協議会長は、地域協議会長から第10条又は第12条第1項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第6号 - 1により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、都道府県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第6号 - 1により通知するものとする。この場合、地域協議会長は第2項の交付及び通知を省略することができるものとする。

- 2 地域協議会長は、都道府県協議会長から第1項の協議会等助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 3 都道府県協議会が自ら実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、都道府県協議会長は第12条第1項に準じて交付額を取りまとめ、第2項に準じて取組報告書兼取組参加者助成金請求書等の提出者に助成金を交付するとともに、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。

- 4 第3項の場合、都道府県協議会長は、検査、助成金交付等に係る事務を地域協議会長に委託することができるものとする。
- 5 都道府県協議会長は、再編事業者から第12条第3項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を再編事業者に交付するとともに、再編事業者に当該交付額を別紙様式6号-2により通知するものとする。

(事務費)

- 第14条 地方農政局長から承認を受けた都道府県事業計画に係る事務に要する経費及び都道府県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費を助成の対象とする。
- 2 助成対象となる事務費の範囲については、実施要領別表2のとおりとする。
 - 3 都道府県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会へ通知するものとする。
 - 4 都道府県協議会は、都道府県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を都道府県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

- 第15条 本事業に係る取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った地域協議会又は都道府県協議会に返納しなければならない。
- 2 地域協議会又は都道府県協議会は、取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、地域協議会又は都道府県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組参加者又は共同申請者に送付しなければならない。
 - 3 前項により返納を命じられた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を地域協議会又は都道府県協議会に返納しなければならない。
 - 4 第1項により返納があった地域協議会は、当該返納の額を速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。
 - 5 都道府県協議会は、協議会等助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、都道府県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長又は再編事業者に送付しなければならない。
 - 6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長又は再編事業者は、前項の期日まで

に命じられた額を都道府県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長又は再編事業者は、都道府県協議会長に対し、期日の延長を求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長又は再編事業者は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに都道府県協議会長に提出しなければならない。

- 7 都道府県協議会長は、地域協議会長又は再編事業者より前項の期日の延長を求める申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長等及び再編事業者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を当該地域協議会長又は再編事業者に通知するものとする。
- 8 都道府県協議会長は、地域協議会又は再編事業者が第6項の返納を第5項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第6項の期日に第6項の書面の提出を都道府県協議会長が受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会又は再編事業者への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、農政局長からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について都道府県協議会の総会の議決を得て、実施しなければならない。
- 9 第1項又は第6項により返納があった都道府県協議会は、速やかに農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

（事業の中止又は廃止）

- 第16条 第7条第5項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者は、事業の遂行が困難になった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに承認を受けた地域協議会又は都道府県協議会に提出してその指示を受けなければならない。
- 2 第5条第3項により地域事業計画の承認を受けた地域協議会及び第6条第3項により集出荷・加工処理合理化プランの承認を受けた再編事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに都道府県協議会へ提出してその指示を受けなければならない。

第3章 基金の管理

（基金の管理）

- 第17条 都道府県協議会は、要綱第5の1の基金造成事業により造成した基金について攻めの農業実践緊急対策基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。
- 2 都道府県協議会は、基金を農政局長の承認を受けた都道府県事業計画に係る都道府県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。
 - 3 都道府県協議会は、第1項の基金から助成金を交付した事業実施主体ごとに助成金

の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。

- 4 都道府県協議会は、第1項の基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。
（備考）

金融機関名及び預金又は貯金の種類を明記する。なお、用いる口座は可能な限り
果実が生じないものを利用するよう努めるものとする。

- 5 都道府県協議会は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、基金に繰り
入れるものとする。
- 6 都道府県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるとき
は、その国庫への返還手続等について 農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

（事業実施状況の報告）

- 第18条 地域協議会長等及び再編事業者は、別紙様式第8号により本事業の実施状況報
告書を作成し、 月 日までに都道府県協議会長に報告するものとする。

（事業の評価）

- 第19条 都道府県協議会長は、実施要領第5の2の事業評価報告書の作成に当たっては、
本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者及び共同申請者、地域協議会並びに再
編事業者に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができる
ものとする。

第5章 雑 則

（事業期間）

- 第20条 本事業の事業期間は、実施要綱の施行日から平成27年3月31日までとする。

（財産の管理等）

- 第21条 都道府県協議会及び地域協議会は、取組参加者及び共同申請者並びに再編事業
者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者
の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示し
なければならない。
- 2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、
その全部又は一部を第15条に準じて国に納付させることがある。

（帳簿の備付け等）

- 第22条 都道府県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業
者並びに取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、
当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書
類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 2 都道府県協議会長は、必要に応じて、地域協議会長及び再編事業者に対し、協議会
等助成金に係る経理内容を調査し、都道府県協議会への助成金の請求の基礎となった

関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、農政局長の承認を受け都道府県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、農政局長の承認のあった日から施行する。

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所
都道府県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成 年 月 日付け で申請のあった地域事業計画について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 地域協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2768号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 地域協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申請者の取組計画書兼助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 地域協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

番 号
年 月 日

(再編事業者) 殿

住 所
都道府県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成 年 月 日付け で申請のあった集出荷・加工処理合理化プランについて、攻めの農業実践地域推進業務方法書第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業集出荷・加工処理合理化プラン(以下単に「計画」という。)記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 (再編事業者)は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領(平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。)及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に従わなければならない。
- 4 (再編事業者)は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 2 - 1 号 (業務方法書第 7 条第 5 項及び 6 項関係)

番 号
年 月 日

殿

リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所
地域協議会
(都道府県協議会)
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認について

平成 年 月 日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書について、下記のとおり全部(又は一部)を承認しましたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第 7 条第 5 項(第 7 条第 6 項)の規定に基づき通知します。

なお、取組参加者助成金の支払は、取組報告書兼助成金請求書の提出後、取組が確実に実施されたことを確認した後に行いますので申し添えます。

記

- 1 承認した取組及び助成額
整理番号 円
整理番号 円
- 2 助成対象外とした取組(2)
整理番号
整理番号
- 3 助成対象外とした理由(2)
のため。

助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

- 4 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき調整を行った場合の内容()

取組参加者の優先順位、助成率の調整等を行っていない場合は、記載しなくてもよい。

- 5 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記 1 のとおりです。
- 6 助成金の額及び助成対象経費は、上記 1 のとおりです。

7 貴殿は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実践緊急事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（平成 年 月 日付け第 号）に従わなければなりません。

8 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

以下、必要に応じて取組ごと等に用件を付すことができる。

(参考例)

9 本事業により導入した機械を、助成金の交付を受けた都道府県協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはいけません。

10 本事業により機械を導入するため締結したリース契約について、助成金の交付を受けた都道府県協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。

11 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 2 - 2 号 (業務方法書第 7 条第 5 項及び第 6 項関係)

番 号
年 月 日

殿
リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所
地域協議会
(都道府県協議会)
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の審査結果について

平成 年 月 日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書については、残念ながら本事業の助成の対象となりませんでしたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第 7 条第 5 項(第 6 項)の規定に基づき通知します。

記

助成の対象外とした理由

(例)

本事業の申請が事業計画額を超過し、別添の「取組参加者の優先順位」に従い、助成対象の順位付けを行った結果、助成対象外となったため。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第 項に規定する事業要件を満たしていないため。

番 号
年 月 日

都道府県農業再生協議会長 殿

住 所
地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の概算払請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第10条の規定に基づき、助成金を概算払により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： 円 (+)

(既請求額： 円)

[請求額の内容]
地域事業計画分

円

都道府県協議会の取組に係る事務費

円

(注1) 請求額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

(注2) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注3) 経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。

2 振込先

(注) 振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

〇〇 都道府県農業再生協議会

会長 〇〇 殿

(地域協議会経由)

※ 都道府県協議会が地域協議会の経由を設定する場合

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー 住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー 住所

電話番号

※導入する機械等によってリース事業者が異なる場合は、リース事業者ごとに本様式を作成して下さい。

承認を受けた取組計画書兼助取組参加者成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第11条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費		備考
				うち助成金	
		個票のとおり			
合計					

注: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付してください。）
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（契約書の写し等）を添付してください。

4 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）																
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名												
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
支店コード（数字3ケタ）				支店名												
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）							口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）									
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知																
口座名義人																
フリガナ																
漢字																
ゆうちょ銀行																
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）										
1					※							1				
口座名義人																
フリガナ																
漢字																

- 5 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 ※ その内容について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

〇〇 地域協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第11条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費		備考
				うち助成金	
		個票のとおり			
合計					

注1: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

注2: 備考欄には助成金請求額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し (軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付してください。)
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類 (領収書、契約書の写し、作業日誌等) を添付してください。

4 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名									
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
支店コード（数字3ケタ）				支店名									
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）							口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）						
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知													
口座名義人													
フリガナ		-----											
漢字		-----											
ゆうちょ銀行													
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
1					※							1	
口座名義人													
フリガナ		-----											
漢字		-----											

- 5 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 ※ その内容について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

番 号
年 月 日

都道府県農業再生協議会長 殿

住 所
地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

(なお、取組参加者への支払は 都道府県農業再生協議会から直接支払い願いたい。)

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： _____ 円 (+)

(既請求額： _____ 円)

[請求額の内容]
地域事業計画分

_____ 円

都道府県協議会の取組に係る事務費

_____ 円

2 振込先

振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

(注1)承認をうけた地域事業計画の写しを添付すること。

(注2)今回請求額の計算の基礎となった資料(取組報告書兼取組参加者助成金請求書等)及び取組要件の確認資料を提示すること。

(注3)既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注4)経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。なお、既に概算払請求時に提出済の場合は不要。

(注5)業務方法書第13条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を希望する場合は、本文括弧書きを記載し、取組参加者への振込先等を一覧表等に整理して添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県農業再生協議会長 殿

住 所
(再編事業者)
代表者 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条第3項の規定に基づき下記のとおり協議会等助成金を請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： _____ 円 (+)

(既請求額： _____ 円)

2 振込先

振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

(注1)承認をうけた集出荷・加工処理合理化プランの写しを添付すること。

(注2)今回請求額の根拠資料(領収書、リース契約書等)及び取組要件の確認資料を提示すること。

(注3)既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注4)経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所
都道府県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第1項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： _____ 円

(既交付額： _____ 円) (注1)

[交付額の内容]

地域事業計画分

_____ 円

都道府県協議会の取組に係る事務経費

_____ 円

取組参加者への直接支払額 (注2)

_____ 円

助成対象外額及び助成対象外となった理由 (注3)

_____ 円

理由：

(注1) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

(注2) 業務方法書第13条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を行った場合に記載すること。

(注3) 請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

番 号
年 月 日

(再編事業者) 殿

住 所
都道府県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第5項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： 円

(既交付額： 円)(注1)

助成対象外額及び助成対象外となった理由(注1)

円

理由：

(注1) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

(注2) 請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

〇〇 〇〇 殿

住所
〇〇地域協議会
(〇〇都道府県農業再生協議会)
会長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組参加者助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付で(〇〇〇地域協議会へ(注1))提出のあった取組報告書兼取組参加者助成金請求書の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第2項(第1項、第3項)に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額 円
(既交付額) 円

(注) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除きます。

2 助成金交付額の内訳

整理番号	分類	内容	事業費	うち助成金	備考
		別添個票のとおり			
合計					

※ 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。
「1」機械利用体系の効率化に係る取組
「2」高収益品目等の導入に係る取組

3 助成金交付対象外額及びその理由(注2)

助成金交付対象外額： 円
助成対象外となった理由：

注1: 業務方法書第13条第1項ただし書きにより、都道府県協議会長が取組参加者へ直接支払いを行う場合は、本文括弧内の下線部分を記載すること。

注2: 助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入は不要。

〇〇 都道府県農業再生協議会

会長 〇〇 殿

住所
〇〇地域協議会
(〇〇〇〇(再編事業者))
会長(代表者) 印

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況の報告について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に基づき、別添※のとおり報告する。

※ 別添については、都道府県農業再生協議会長より承認を受けた事業計画書について、事業実施後の内容に修正したものを実施状況報告書として添付すること。なお、修正については、見え消し又は二段書きなど修正箇所がわかるよう記載すること。

(別紙2関係)別紙様式第9号

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

都道府県農業再生協議会長 殿

住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認のあった取組について、攻めの農業実践事業業務方法書第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 業務方法書第13条による助成額の通知額 (平成 年 月 日付けによる額の確定通知額)	金	円
2 助成金の通知時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 助成金返還相当額(3-2)	金	円

(注)その他参考となる資料を添付すること。

(3の金額の積算の内訳等)